

投資委員会布告

第 Sor. 8/2564 号

件名：電動の乗り物の製造の投資奨励政策の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

投資委員会は、国家戦略に基づき国のターゲット産業となる電気自動車産業への投資を推進するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条および第 31/1 条の権限に基づき、以下のように発布する。

1. 仏暦 2564 年（2021 年）1 月 13 日付投資委員会布告第 3/2564 号に基づき改定増補された仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」巻末の業種 4.24、4.26 および 4.27 の内容を廃止し以下の内容を代わりに使用することで、投資奨励対象業種を改定する。

業種	条件	恩典
4.24 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV)、Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造	<ol style="list-style-type: none">1. 少なくとも BEV 型電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造プロジェクト、および自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーション開発計画 (バッテリー式電気自動車の製造のみ)、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51% 以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。2. タイ国内販売の電気自動車の場合は、以下の基準および規則に従うこと。<ol style="list-style-type: none">2.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準2.2 少なくとも ABS システムおよび ESC システム (UN R13H W/ABS&ESC) を有するアクティブセーフティー (Active Safety) の安全基準2.3 前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95)2.4 EURO 5 レベル以上の排出ガス規制 (UN R83) (HEV および PHEV 電気自動車のみ)	

業種	条件	恩典
	<p>2.5 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則</p> <p>尚、バッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の場合は、前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95) 等に関係のない製品基準の条件を免除する。</p> <p>3. プラットフォームには蓄電システム (ENERGY STORAGE SYSTEM)、充電モジュール (CHARGING MODULE)、フロント/リアアクスルモジュール (FRONT & REAR AXLE MODULE) を有すること。</p> <p>4. 奨励証書発給日より 3 年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造することで、認可された全種類の電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造を開始すること。</p> <p>5. 電気自動車製造開始日より 3 年以内に、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システム (DCU) の三つの中で少なくとも一つ以上の主要部品を追加で製造すること。</p> <p>6. HEV および PHEV 自動車の場合は、電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造開始日より 3 年以内に更に業種 4.8.3 電動の乗り物用部品および備品の製造に基づく少なくとも 2 つ以上の部品を製造すること。</p> <p>7. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。</p> <p>8. BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造および、自社と部品メーカー (Suppliers) を含む重要部品 (バッテリー、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システム (DCU) 等) の製造の総合プロジェクト (Package) の土地代および運転資金を除く投資規模が 50 億バーツ以上の場合は以下の恩典を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PHEV 自動車の製品向け - BEV 自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製品向け、および定められた基準に基づき競争力向上の 	<p>A 4</p> <p>A 2</p>

業種	条件	恩典
	<p>ために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。</p> <p>9. BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造および、自社と部品メーカー (Suppliers) を含む重要部品 (バッテリー、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システム (DCU) 等) の製造の総合プロジェクト (Package) の土地代および運転資金を除く投資規模が 50 億万バツ未満の場合は以下の恩典を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PHEV 自動車の製品向け - BEV 自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製品向け、 <p>以下の場合に追加恩典を付与する。</p> <p>(1) 2022 年内に BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) を製造開始する場合は法人所得税免除期間を 2 年間追加する。</p> <p>(2) 電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造開始日より 3 年以内に基本条件よりも BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の重要部品 (バッテリーを除く) を追加製造する場合は法人所得税免除期間を 1 つにあたり 1 年間追加する。</p> <p>(3) 電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の製造開始日より 3 年以内に BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV PLATFORM) の年間の実際生産量 (Actual Production) が 1 万台を超える場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。</p> <p>(4) 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。</p>	<p>A 4</p> <p>A 4</p>

業種	条件	恩典
	<p>10. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。</p> <p>11. 国際標準省エネ自動車（ECO-CAR）事業の被奨励者の場合は、プロジェクトの全種類の電気自動車生産量を国際標準省エネ自動車事業の実際生産量（ACTUAL PRODUCTION）とする。尚、国内市場向けに製造される自動車は国際標準省エネ自動車事業で定められた環境条件を満たすこと。</p>	
<p>4.26 バッテリー型電気三輪車の製造およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. バッテリー型電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、充電ステーションへの関連計画（バッテリー式電気三輪車の製造のみ）、1年目から3年目までの電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。 2. プラットフォームには蓄電システム（ENERGY STORAGE SYSTEM）、充電モジュール（CHARGING MODULE）、フロント/リアアクスルモジュール（FRONT & REAR AXLE MODULE）を有すること。 3. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム、並びにバッテリーを製造すること。 4. タイ国内販売のバッテリー型電気三輪車およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基準 4.2 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 5. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 6. 追加恩典 <ol style="list-style-type: none"> 6.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 	<p>A 4</p>

業種	条件	恩典
	<p>6.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU）等その他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1つに当たり1年間追加する。</p> <p>6.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。</p> <p>7. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。</p>	
<p>4.27 バッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バス・電気トラック専用のプラットフォームの製造</p>	<p>1. バッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目から3年目までのバッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションへ開発計画（バッテリー型電気バス・電気トラックの製造のみ）、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。</p> <p>2. プラットフォームには蓄電システム（ENERGY STORAGE SYSTEM）、充電モジュール（CHARGING MODULE）、フロント/リアアクスルモジュール（FRONT & REAR AXLE MODULE）を有すること。</p> <p>3. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォーム、並びにバッテリーを製造すること。</p> <p>4. タイ国内販売のバッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの場合は、以下の基準および規則に従うこと。</p> <p>4.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準</p> <p>4.2 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則</p>	<p>A 4</p>

業種	条件	恩典
	5. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 6. 追加恩典 6.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 6.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU）等その他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1つに当たり1年間追加する。 6.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 7. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。	

2. 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の 4 類に内容を追加し、業種、条件および恩典を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
4.28 電動自転（ELECTRIC BICYCLE いわゆる E-BIKE）の製造	1. (1) 電動自転車の製造プロジェクト、(2) 自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、そして (3) 使用済みのバッテリーの処理計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。 2. 奨励証書発給日より3年以内に電動自転車およびバッテリーを製造すること。 3. アルミニウム合金（ALUMINUM ALLOY）、クロムモリブデン合金鋼（CHROMIUM-MOLYBDENUM ALLOY STEEL（CHROME MOLY））、チタン合金（TITANIUM ALLOY）、炭素繊維（CARBON FIBER）など軽量の素材からの電動自転車フレームを使用すること。 4. 本プロジェクトで製造する電動自転車は、EN15194 の標準または相当する規格に従うこと。 5. 電動自転車に使用するバッテリーは環境にやさしい技術であること。 6. 本プロジェクトで電気自転車とともに自転車を製造することが許されるが、自転車は法人所得税の免除恩典の対象外とする。	A 4

業種	条件	恩典
	<p>7. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。</p> <p>8. 追加恩典</p> <p>8.1 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーターを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。</p> <p>8.2 奨励証書発給日より3年以内に軽量な素材からの電動自転車フレームを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。</p> <p>8.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発に対して追加恩典の申請が可能。</p> <p>9. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。</p>	

尚、仏暦 2564 年（2021 年）9 月 6 日より有効とする。

公布日：仏暦 2564 年（2021 年）11 月 17 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長